

○木曾地域振興構想策定委員会設置要綱

平成 29 年 6 月 1 日
要綱第 4 号

(目的)

第 1 条 木曾地域の総合的な振興を図るため木曾地域振興構想を策定することを目的として、木曾地域振興構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、木曾地域振興構想の策定に関する調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、木曾広域連合広域計画策定委員会（以下「広域計画策定委員会」という。）の委員が兼ねるものとし木曾広域連合長（以下「連合長」という。）が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、木曾地域振興構想策定の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員長は広域計画策定委員会の委員長をもって充て、副委員長は広域計画策定委員会の副委員長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第 7 条 委員会に、幹事会をおく。

2 幹事は、組織町村の職員等のうちから連合長が委嘱する。

3 幹事会は、委員会を補佐し、木曾地域振興構想策定に関する調査・研究を行う。

(専門部会)

第 8 条 幹事会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、連合長が別に定める

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、木曾広域連合地域振興課内に置く。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、連合長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
(木曾広域連合木曾地域振興会議設置要綱の廃止)
- 2 木曾広域連合木曾地域振興会議設置要綱は、廃止する。